

一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明（中古住宅）業務手数料規程

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「規程」という。）第6条に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明（中古住宅）業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（一戸建ての住宅の適合証明業務手数料）

第2条 一戸建ての住宅の適合証明業務の申請手数料の額は、適合証明業務の申請一件（一戸当たり一件とする。）につき定めるものとし、別表に定めるとおりとする。

2 別表において、設計図書作成等の費用は一切含まないものとする。

（マンションの適合証明業務手数料）

第3条 マンションの適合証明業務の申請手数料の額は、調査判定等業務の申請一件（一戸当たり一件とする。）につき定めるものとし、別表に定めるとおりとする。

2 別表において、設計図書作成等の費用は一切含まないものとする。

別表 中古住宅の現地検査手数料（第2条・第3条）

融資種別		手数料の額(円)(消費税含む)					備考
		一般	加算額				
			耐震評価	S一次エネルギー基準	S耐震基準	Sその他基準	
戸建て	フラット 35・フラット 35S・財形住宅等	43,200	30,900	21,600	30,900	2,100	
	フラット 35S(中古タイプ)	43,200	30,900	—			
	リフォーム工事実施(リフォーム一体型、リノベ)	65,900	30,900	21,600	30,900	2,100	事前確認の必要がない場合の割引あり※1
マンション	フラット 35・フラット 35S・財形住宅等	43,200	30,900	21,600	30,900	2,100	
	フラット 35 フラット 35S・・財形住宅等 (過去の検査結果の活用)	41,200	30,900	—			
	フラット 35S(中古タイプ)	43,200	30,900	—			
	住棟単位の適合証明	41,200	30,900	—			
	リフォーム工事実施(リフォーム一体型、リノベ)	65,900	30,900	21,600	30,900	2,100	事前確認の必要がない場合の割引あり※1

（注）耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付（新築）が昭和58年3月30日以前）の建築物。

※1 リフォーム工事实施において、事前確認の必要がない場合は別表の料金より22,700円割引くものとする。

附則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。